資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千七百四十九万円、資本準備金の額を金二千七百五十万円減少し、それぞれ金一千一万円、金〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.globallinkjapan.com/accountsettlement/

平成三十年六月二十日

東京都中央区八丁堀四丁目九番一〇号

株式会社グローバルリンクジャパン

代表取締役　杉岡　彦士

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円、利益準備金の額を百二十五万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年六月八日

掲載頁　一四五頁（号外第一二三号）

平成三十年六月二十日

大阪市城東区蒲生二丁目一一番六号

株式会社インテリアアポロ

代表取締役　森田　定

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年七月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年七月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年六月二十日

名古屋市東区東桜一丁目一三番三号

株式会社オークローンマーケティング

代表取締役社長

ローチ・ロバート・ウォルター

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原一二四五番地

株式会社箱根カントリー倶楽部

代表取締役社長　岩崎　俊男

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

神奈川県逗子市新宿二丁目一四番四号

株式会社百丹土地

代表取締役　小林　太樹

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

神奈川県逗子市新宿二丁目一四番四号

株式会社百丹

代表取締役　小林　潤子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

神奈川県厚木市恩名四丁目一五番四一号

株式会社大平製作所

代表取締役　竹田　宏昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

大阪市淀川区三津屋中二丁目一五番二一号

株式会社カサタニ

代表取締役　笠谷　昌宏

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

広島県福山市若松町八番二二号

株式会社福山土木建築会館

代表取締役　鈴木　章平

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

福岡県行橋市大字上稗田一三六二番地八

旭バネ工業株式会社

代表取締役　大嶋　隆美

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月二十日

宮崎県都城市志比田町九一二〇番地

株式会社サン・フレッシュ

代表取締役　橋口　康範

株式併合につき通知公告

当社は、株式一万二千株を一株に併合することにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は平成三十年七月五日であり、同日における発行可能株式総数は十四万四千株となります。

平成三十年六月二十日

東京都大田区東海三丁目二番六号

株式会社マルイチ

代表取締役　竹友　恒夫

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮八一二番地三、最後の住所東京都新宿区北新宿三丁目六番八号アーバンライフ新宿一〇六

被相続人　亡　菅原　健

右被相続人は推定平成二十九年十月二十一日頃から平成二十九年十月三十一日頃までの間に死亡し、その相続人は平成三十年六月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十日

埼玉県さいたま市西区大字二ツ宮八一二番三号

相続財産管理人　菅原　良二

限定承認公告

本籍東京都世田谷区等々力一丁目七六番地、最後の住所東京都品川区南大井六丁目一七番七―一〇〇六号　被相続人　亡　深井　茂

右被相続人は平成三十年四月一日死亡し、その相続人は平成三十年六月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月二十日

東京都大田区下丸子二―一三―三東京サー

ハウスアクアポート一五〇三

相続財産管理人　堀　薫

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年五月三十日開催の通常総会において、出資一口の金額を一万円から千円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

平成三十年六月二十日

千葉県銚子市新生町一丁目四十五番地の二

銚子銀座商店街振興組合

代表理事　石田　昌弘

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成三十年六月十一日開催の臨時総会において、出資一口の金額を二十五万円から一万円に減少することを決議しました。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成三十年六月二十日

東京都千代田区外神田四丁目一四番二号

ネットサポート協同組合

代表理事　山口　賢一

訂正公告

平成三十年六月十二日（号外第一二五号）掲載の第四十二期決算公告（枠組）中、うち当期純利益「(96,965)」とあるは「(172,338)」の誤りにつき訂正します。

平成三十年六月二十日

大阪市北区堂島浜二丁目一番二九号

株式会社伸和エージェンシー

代表取締役　大辻　伸幸

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月二十日付第一三二号四　八ページ●同日付第一三三号九六ページ●同日付政府調達第一一四号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）